

当報告の内容は著者の著作物です。

Copyrighted materials of the author

第1回（通算第14回）基幹研究「人類学におけるマイクロ-マクロ系の連関」公開セミナー

平成24年6月28日（木）15:00-19:00 AA研306号室

北タイにおける民間医療復興運動—治療師の正当化を中心に

古谷 伸子（AA研研究機関研究員）

本発表では、1990年代以降、中央政府の動向に沿いながらも独自に展開されてきた北タイの民間医療復興運動について、治療師の正当化の観点から明らかにすることを試みた。具体的には、北タイ・チェンマイ県における民間治療師グループ／ネットワークの形成過程をふりかえりつつ、そこへ参加した治療師たちの経験から、民間医療復興運動の主体となった民間治療師グループ／ネットワークが治療師の正当化に与えた影響について考察した。

チェンマイ県における民間治療師のグループ化、ネットワーク化過程はおおよそ次の3つの段階に分けられる。(1) 地域における治療師同士の交流、治療師グループの結成（1990年代前半～）、(2) グループ間の連携、組織の大規模化：チェンマイ・モー・ムアン・ネットワーク結成（1997年）、(3) 分裂、活動衰退、再び個別の実践へ（1999/2000年頃～）：ランナー・モー・ムアン・ネットワーク結成。治療師たちは民間治療師グループ／ネットワークに参加することをとおして、NGO、医療従事者、行政などとの協働のもと、民間医療知識の収集・保存・継承や民間医療の利用促進・普及を目的とする様々な活動を行ってきた。民間治療師グループ／ネットワークは、治療師と外部の人びとや機関とを結びつける場であり、社会的に信用があるそれらの人びとや機関との連携は、治療師たちに一定の正当性を与えるものであったといえる。一般大衆向けに開催される民間医療知識の紹介イベントの事例では、このような社会的権威と、例えばクライアントとの互酬的關係性や「師（クー）」の崇拜といった北タイの慣習にのっとりた伝統的正当性／正統性の両方に支えられて、治療師の実践を正当化する文脈が作りだされている。

また、治療師グループ結成初期から現在に至るまで、比較的深く活動に関わってきた3人の治療師の事例からは、特に法的正当性をめぐって以下のような興味深い点が浮かび上がってきた。今日、治療師グループ／ネットワークへ参加することによってタイ医療の学習機会や医療従事者の協力を得た一部の治療師たちは、タイ医療行為許可証を取得し、法的正当性を獲得している。しかし、仮にこのような治療実践における法的正当性を確保できたとしても、ほとんどの治療師は薬の売買においては依然として法的問題に直面している。そこで、例えば自らを「村人」である治療師として、タイ医療の専門職から差異化し、

薬事法で扱われる薬の売買から切り離すことによって、正当化するような主張が見られるのである。

このようにして本発表では、北タイ・チェンマイ県における民間治療師グループ／ネットワークが治療師に2つの異なる方向性をもった正当化を同時にもたらしたことを指摘した。治療師グループ／ネットワークを介して外部機関と関わるなかで自らの社会的信頼性を高めた治療師たちは、一方では、タイ医療の枠組みにおいて法的正当性を獲得し、また公的な保健医療の一端に加わるなど、上から正当化され、専門職化していく傾向にある。だが他方では、その逆の動きもみとめられるのである。すなわち、中央権力から承認され法的正当性を備えた専門職との差異化をはかることによって、換言すれば素人性を強調することによってなされる正当化である。自らを「村人」である治療師として位置づけ、北タイの慣習にのっとりクライアントとの互酬的關係性、「師（クー）」の崇拜に関わる伝統的正統性や地域住民からの承認を拠り所として別の基準で下から正当化していこうとしているのである。